ひとり親家庭の高校卒業程度認定試験合格への支援

高校を卒業していない（中退を含む）対象者が、高校卒業程度認定試験（高卒認定試験）の合格を目指す場合に、対策講座の受講費用を支援します。

●対象者

ひとり親家庭の親または児童で、次のすべての要件を満たす人

・母子・父子自立支援プログラムの策定などの支援を受けている人

・高卒認定試験に合格することが適職につくために必要と認められる人

●支給額

（通信制）受講開始時給付金と合格時給付金を合わせて 15 万円以内

（通学または通学・通信制併用）受講開始時給付金と合格時給付金を合わせて 30 万円以内

●手続き

事前に講座の指定を受ける必要があります。

●その他

高卒認定試験は、毎年 8 月と 11 月に行われます。詳しくは、文部科学省 HP をご確認ください。

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

就業に結びつく可能性の高い教育訓練講座を受講する対象者に受講料の一部を交付することで、就業に関する能力開発の取組を支援します。

●対象者

ひとり親家庭の母または父で、次のすべての要件を満たす人

・母子・父子自立支援プログラムの策定などの支援を受けている人

・就職するために当該教育訓練講座を受けることが必要な人

●対象講座

雇用保険制度における次の講座

・一般教育訓練給付金などの指定教育訓練講座（介護職員、医療事務など）

・専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座（看護師、社会福祉士など）

●支給額（上限あり）

・受講費用の 6 割

・専門実践教育訓練指定講座は最大 8.5 割

●手続き

事前に講座の指定を受ける必要があります。

ひとり親家庭などへの支援について

問 柳井健康福祉センター 保健福祉・総務室 ☎ 22-3777

問 町民福祉課 児童係 ☎ 52-5810

県では、ひとり親家庭の母または父、ひとり親家庭の児童などに対し、各種支援を実施しています。



ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業

経済的自立に効果的な資格取得のため養成機関で修業する場合、生活の負担軽減を図り、資格取得を容易にできるよう支援します。

●対象者

ひとり親家庭の母または父で、次のすべての要件を満たす人

・児童扶養手当の受給者または同等の所得水準の人

・養成機関で 6 か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる人

・就業または育児と修業の両立が困難と認められる人

●対象資格

看護師、准看護師、保健師、助産師、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、保育士、理容師、美容師など

●支給内容

高等職業訓練促進給付金（上限 4 年※）

※准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合は上限 5 年

・町民税非課税世帯：月額 10 万円（最終 12 か月は月額 14 万円）

・町民税課税世帯：月額 7 万 500 円（最終 12 か月は月額 11 万 500 円）

訓練修了支援給付金

・町民税非課税世帯：5 万円

・町民税課税世帯：2 万 5,000 円

●手続き

事前相談と申請が必要です。